

令和5年第10回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年9月25日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室		
開会時刻	午前 9時56分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時10分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名
1	沼田 富子	出席	高沢 健二
2	岡野 とし子	出席	小川 清志
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次
4	須藤 良春	出席	新井 一三
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠
6	沼倉 裕之	出席	
7	小川 佐智恵	出席	
8	長谷川 正博	出席	
9	新井 正美	出席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
		職名	氏名
		事務局長	玉木 亨
		事務局次長	遠藤 俊一
		主任	岩波 圭介
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について		
日程第3	報告第9号 報告事項について		
日程第4	その他		
議事(担当)		内 容	
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第10回農業委員会総会を開会します。</p>	
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号7番 小川佐智恵 委員</p> <p>議席番号8番 長谷川正博 委員</p> <p>を指名します。</p>	
日程第2	議長	<p>議案第28号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>	
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、杉下小学校の南西約380メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人夫妻は東京都練馬区で生活しています。来年の3月には子どもが生まれる予定で、部屋が手狭になるため、申請地に自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>建築する場所は、夫婦ともに職場が東京都港区にあるため、鉄道の駅が近いこと、実家へアクセスしやすいことを条件に探しました。</p>	

		<p>市内の町屋には妻の実家があり、また、藤金では妻の兄夫婦が新居を建設しています。申請地は特に兄夫婦の新居に近く、家族間で子育てを協力し合うことができると考えているとのことです。市街化区域や市街化調整区域の農地以外の土地も検討しましたが、接道が狭く駐車が困難であること、予定している駐車台数が確保できないことなどの理由に加え、ハザードマップによる洪水浸水想定区域も検討し、断念したとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 なお、勤務地につきましては、県内の事業所への転勤も可能とのことでした。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。 なお、本申請地の東に隣接する分筆済みの農地については、近いうちに農地転用の申請を予定しているとのことです。南に隣接する4反から5反ある農地については、今のところ耕作を続けていきたいとのことです。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>報告第9号 「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第9回総会における審議案件 1 件 ・農地法第5条の規定による許可 の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 なし ・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 3 件
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>その他についてを議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>鶴ヶ島市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてご説明します。</p> <p>まず、指針の策定根拠につきましては、農業委員会法第7条に定めがあり、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進方法等を定めなければならないと規定されています。</p> <p>次に本市農業委員会における策定と見直しの経過を説明します。</p> <p>本市農業委員会では平成29年7月に、本指針を定めています。指針は、3年毎に検証、見直しを行うこととしていますので、ここで前回の見直しから3年が経過しましたので、見直しを行うものです。</p> <p>なお、前回、令和2年7月の見直し後、今年の3月27日にも指針の見直しを行っていません。これは、今年の4月から施行された改正農業委員会法の内容を、法律の施行前に本指針に反映させなければならなかったため急遽実施したもので、「評価」の視点を新たに加えるとともに、内容の精査、文言の整理などを行いました。</p> <p>今回の見直しは、こうした経緯がありますので、見直しのポイントを①農地面積などの数値データの更新 ②3年後となる令和8年度の目標値の設定 ③市が見直しをする「基本構想」との整合性を図ることの3点としました。</p> <p>それでは、今回の見直しの概要について説明します。</p> <p>市内の農地面積は、過去10年の平均値から、令和8年度は386.90haに減少する見込みとしました。</p> <p>遊休農地面積は、市が第5次総合計画後期基本計画で定めた目標値を継続して使用し、令和8年度は4.88haとしました。</p> <p>担い手への農地利用集積目標は、過去3年間の実績を基に、毎年平均2haの増を目標とし、令和8年度は51.06haとしました。</p> <p>新規参入の促進目標は、農政担当で策定している鶴ヶ島市都市農業振興計画を基に作成し、個人が7経営体増の20経営体、面積は10.4haとしました。法人は、3経営体増の6経営体、面積は3.2haとしました。</p> <p>また、「人・農地プランの見直し」を「地域計画の作成・見直し」に変更し、市の「基本構想」との整合性を図るとともに、統計データの基準月に合わせ、基準月を7月から4月に変更しました。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長	以上をもって、令和5年第10回農業委員会総会を閉会します。